令和7年度山梨県こども食堂支援事業委託事業者 募集要項

- 1. 業務の概要
- (1)委託業務名

山梨県こども食堂支援事業

(2)業務内容

「山梨県こども食堂支援事業業務委託仕様書」のとおり

(3)委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

- (4) 委託金額の上限
 - 5,160,270円(消費税及び地方消費税含む)

※ただし、上記の金額は契約時の予定価格を示すものではなく、仕様書の内容に係る予算規模を示したものである。受託者の決定後、提案内容を参考に改めて仕様を 定め、見積書の提出を求める。

(5) 実施方法

企画提案を募り、選考により1団体を決定し、委託事業として実施する。

2. 参加資格

応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 法人格を有している団体であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 山梨県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成23年4月1日)」 や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成10年4月1日)」に よる指名停止措置期間中の者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 2条第6号に規定する暴力団員でないこと。又は法人にあっては、その構成員が暴力団員でないこと。
- (6) 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条に規定するもの)に該当しないこと。
- (7) 宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるもの) に該当しないこと。

3. スケジュール

内容	期日
企画提案募集開始	令和7年4月28日(月)
募集要項に関する質問受付期限	令和7年5月13日(火)午後3時
募集要項に関する質問回答期限	令和7年5月20日(火)
企画提案提出期限	令和7年5月27日(火)午後5時
候補者選定作業	令和7年5月28日(水)以降
契約締結	令和7年5月30日(金)(予定)

4. 応募手続き

前記1の業務の受託を希望する場合、下記により必要書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年5月27日(火)午後5時(必着)

(2) 提出先

山梨県総合県民支援局こども福祉課 家庭福祉担当

〒400-8501 甲府市丸の内1丁目6番1号

電子メール: kodomo-fukushi@pref. yamanashi. lg. jp

電 話:055-223-1459

(3) 提出方法

山梨県のホームページから企画提案参加申込書等をダウンロードして必要書類を作成し、郵送又は持参により提出すること。

持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は封筒に「企画提案書在中」と明記し、上記提出期限必着とする。

なお、提出書類のうち下記(4)の口の企画提案書については、募集期間終了後、山梨県の求めに応じ電子データ(Word、Excel)を上記(2)あてに電子メールにて送付すること。(送付件名を「子どもの学習・生活支援事業企画提案書の送付(法人名)」とすること。)

(4) 提出書類及び部数

イ 企画提案参加申込書 (様式第1号):1部

口 企画提案書(様式第2号):2部

様式第2号にある各項目について、提案する企画内容を指定様式内に文章で記載すること。その際、下記6の(2)審査基準に記載する評価項目に沿って文章で記載し、指示された項目を除き、写真、図、絵等を用いての説明は不可とする。

- ハ 企画提案参加資格に係る宣誓書(様式第3号):1部
- 二 見積書(任意様式):1部

仕様書8(3)①の科目ごとに、費用の内訳、積算根拠がわかるように記載 すること。

- ホ 直近の事業報告書及び収支決算書:1部
- へ 定款又はこれに代わるものの写し:1部
- ト 法人の登記事項証明書(提出日において3ヶ月以内に発行されたもの):原本 1部
- チ 役員名簿 (氏名、ふりがな、生年月日が入ったもの):1部
- リ 納税証明書(未納がないことの証明):原本1部
 - ① 山梨県総合県税事務所が発行する県税(全税目)の納税証明書
 - ② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- ヌ その他、県が必要と認める書類(指示があった場合のみ提出)

(5) 留意事項

- イ 企画提案は、前記1の(1)の事業に対し1社1案とする。
- ロ 提出された書類について、提出後の差替え及び変更は認めない。ただし、県が 補正を求めた場合、又は補足書類の提出を求めた場合はこの限りでない。
- ハ 提出された書類は返却しない。
- ニ 提出後に、応募を取り下げる場合は、取下願(様式第4号)を提出すること。 取下願の

提出があった場合、既に提出された書類については全て返却する。

- ホ 審査は提出された企画提案書により書面で行うが、その内容について応募者又 は関係機関から意見聴取することがある。
- へ 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外し、失格と する。
 - ① 前記4の参加資格のいずれかを満たさなくなったとき。
 - ② 正当な理由なく提出書類が所定の期限までに整わなかったとき。
 - ③ 見積額が、前記1の(4)の委託料上限額を上回っているとき。
 - ④ 提出書類の内容に虚偽、不正又は本要項の定めに違反する記載があったとき。
 - ⑤ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。

- ⑥ その他不正な行為があったとき。
- ト 企画提案書の作成・提出等本業務への応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

5. 提案にあたっての質問等

企画提案書作成に関して疑義が生じた場合は、下記により問い合わせること。

(1)受付期間

令和7年5月13日(火)午後3時まで

(2) 質問方法

企画提案に係る質問書(様式第5号)により電子メールで行うこと。(件名を「子どもの学習・生活事業質問書の送付(団体名)」とすること。)また、送信後に電話にてメールの受信確認を行うこと。

(3) 質問先

山梨県総合県民支援局こども福祉課 家庭福祉担当 $\mp400-8501$ 甲府市丸の内1丁目6番1号 電子メール: kodomo-fukushi@pref. yamanashi. lg. jp

電 話:055-223-1459

(4) 回答方法

回答は令和7年5月20日(火)までに、山梨県総合県民支援局こども福祉課ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答することがある。

6. 選考方法及び審査基準

(1) 選考方法

イ 山梨県こども食堂支援事業事業者選定委員会を開催し、提出された企画提案書の内容について、下記(2)の審査基準に基づく審査を行い、選定委員の採点で最も高い評価を得た企画提案を行った者を第1順位の委託業務実施候補者とする。

ロ 審査結果は、速やかに郵送により書面で通知する。

(2)審查基準

審査区分及び評価項目は、次のとおりとする。

A 実施体制

こども食堂にかかる活動や支援等について十分な実績がある。

(配点は10点)

配置する職員は、こども食堂の支援にかかる知識、経験を有している。

(配点は10点)

事務所、食料や生活用品等の支援品を保管する倉庫等の、事業実施にあたって必要な設備がある。

(配点は10点)

B 課題対応、支援内容に関する基準

こども食堂の立上げや活動の継続等の相談に対して、効果的な対応が期待できる。

(配点は10点)

食料や生活用品等の支援品について受入先となる支援対象者等との調整について、公平10分果的な対応が期待できる。

(配点は20点)

こども食堂におけるボランティアを希望する者の受け入れ先の調整について、公 平且つ効果的な対応が期待できる。

(配点は10点)

こども食堂関係者の情報共有について、公平且つ効果的な対応が期待できる。 (配点は 10 点)

スマートフォンのアプリケーション等を用いて、効率的及び効果的な業務執行を 提案できる。

(配点は10点)

C 価格点

仕様書にある事項を実現できるだけの内容が担保されていることを前提に、提案 価格の低い順に評価する。具体的には、最低提案額を出した団体に 10 点、次点団 体に 5 点、これ以下は加点を行わない。

(配点は10点)

7. 契約等に関する事項

(1) 契約方法

山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「財務規則」という。) に定める契約の手続きにより締結するものとする。

(2) 委託料の支払条件

支払方法は、県と委託業務実施候補者との協議の上、契約書で定める。

(3) 契約保証金

委託業務実施候補者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、 契約締結前に納付しなければならない。ただし、財務規則第109条の2の各号 に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(4) その他

- イ 第1順位の委託業務実施候補者が契約を締結しない場合には、次点の者と契約 の交渉を行う。
- ロ 採用された企画提案の実施にあたり、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、契約担当者と受託者との協議の上で内容を変更することがある。
- ハ 企画提案書提出後、応募資格に該当しないこととなった場合は、速やかに4の (2)の提出先に連絡すること。
- ニ その他の事項については、受託事業者と打合せの上、行うものとする。

8. 情報公開

県では、この委託業務の「公平性」及び「透明性」を確保するため、企画の募集、 選考結果などを県ホームページに公開する。

9. 問い合わせ先

山梨県総合県民支援局こども福祉課 家庭福祉担当 〒400-8501 甲府市丸の内1丁目6番1号

電 話:055-223-1459 FAX:055-223-1509

電子メール: kodomo-fukushi@pref.yamanashi.lg.jp